

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像へ向けて

1 将来像

本市の理想とする姿は、市(行政)と市民が一体となって市域の文化財についてその所在を把握し、適切に保存・継承するとともに、まちづくりや観光振興等に積極的に活用し、持続可能な地域活性化(豊かな暮らしの創出)を図ることです。そのために、市民全体が自分たちの手で文化財を活かす担い手となり、次世代(未来)へ地域の文化財を伝えることが大切です。持続可能な地域活性化は、これまで培われて来たまちの文化を継承し、発展させることで新たな地域全体の文化をも生み出します。

こうした点を踏まえ、目指す将来像を「市域の文化財を自分たちの手で活かしながら未来に伝え、豊かな暮らしと地域の文化を創出する」とします。

本市の文化財の保存・活用は、これまで、「歴史的資源の調査や保存と伝統文化の継承」と「歴史や文化を活かしたまちづくり」と言う2つの視点で、様々な事業を推進してきました。しかし、市全体の多様な文化財を一体的かつ総合的に保存・活用し、未来へ向かって進むための基本的な方針整備が行われてこなかったため、これまでの取組は、それぞれの分野ごとに個別に進められるなどの弊害もありました。

本計画の作成は、文化財の保存・活用、それを通じた市域の歴史文化の継承・発展を一つの環として繋げ、多くの市民がその環に携わることを図るものです。地域全体で育まれる新たな地域の文化と、精神的・物質的両面において豊かな暮らしの創造を目指していきます。

【目指していく将来像】

市域の文化財を自分たちの手で活かしながら未来に伝え、
豊かな暮らしと地域の文化を創出する

2 将来像へ向かうための方向性

「市域の文化財を自分たちの手で活かしながら未来に伝え、豊かな暮らしと地域の文化を創出する」という将来像へ向かうため、行田市民全体で進んでいく4つの方向性を定めます。

方向性 1 文化財を把握する

文化財への視点を確立し、市(行政)と市民が一体となって把握に努めます。

方向性 2 文化財を守り伝える

文化財を適切に保存し、情報を発信することで未来に伝えます。

方向性 3 文化財を活用する

文化財の新たな魅力を掘り起こし、自分たちの手で豊かな暮らしに活かします。

方向性 4 地域の歴史文化を育む

文化財の保存・活用を通じてシビックプライドを醸成し、地域の文化を創出していく土壌を育みます。

3 現状と課題

本市では、第4章に提示したように様々な文化財保護のための把握調査を行ってきました。この調査成果は、将来像実現のための事業展開に活かせる文化的財産です。一方で変化する社会情勢などを鑑み、新たな課題に直面している現状もあります。

目指すべき将来像である「市域の文化財を自分たちの手で活かしながら未来に伝え、豊かな暮らしと地域の文化を創出する」を見据え、4つの方向性に基づき、本市の現状と課題を整理します。

(1) 方向性1 文化財を把握することにおける現状と課題

本市は、古代から近代に至るまでの多くの文化財を擁しており、その所在や内容等の把握は埋蔵文化財発掘調査、行田市史編纂事業、郷土博物館における資料収集・研究活動などを通じて行政主導で昭和 50 年代から本格的に進められてきました。特に本市が重ねてきた歴史文化において根幹となる古墳文化に関わる文化財、忍城に関わる文化財、足袋製造に関わる文化財をはじめ、多くの考古遺物資料・古文書・歴史資料については、現在までに積極的な収集・調査がされています。しかしながら、これらの文化財調査の成果についてはデータ化・リスト化が十分ではありません。今後も発掘調査により継続的に増加していく埋蔵文化財の全容把握を行うためには、試掘・確認調査及び発掘調査の履歴の管理方法を的確に整え、電子地図などに情報を格納していくことが求められています。文化財の把握には、所属や分野をまたいだ横断的な検索等が必要となることから、こうした調査成果のデータ化・リスト化は適切に実施していかなければならない課題です。

また、過去の調査によって所在が確認された個人所有の文化財のうち、近代の歴史的建造物など未指定である文化財や民俗行事等の無形の民俗文化財についての現状把握が課題となっています。特に、現状調査が行われていない文化財については、所在地の変更や経年による劣化、毀損、所蔵者の変更など調査当時の状況からの変化を確認する必要があります。

さらには、文化財を地域全体の財産として保存と活用を進めていくために、これらの文化財を個々の歴史資料としてだけでなく、地域の歴史を構成する文化財群として認識する視点の確立が求められます。

<課題>

- ☐ 文化財調査の成果のデータ化・リスト化が未完了
- ☐ 過去の調査で把握された文化財の現状調査及び新規の調査が必要
- ☐ 文化財群としての認識の確立が必要

(2) 方向性2 文化財を守り伝えることにおける現状と課題

把握された文化財を保存し、次世代へ継承していく上で、その文化財について広く周知を図り、行政による支援を行うことが有効な手段となります。本市においては、国指定特別史跡である埼玉古墳群や国指定重要文化財酒巻 14 号墳出土埴輪をはじめとする主だった文化財が国・県・市の指定若しくは国の登録を受け、その保存と活用が図られている状況にあります。しかし、新たな文化財把握の進展や文化財がおかれている環境の変化などもあり、地域に暮らす市民や学術的な助言を行う文化財保護審議会委員等から、新たに指定・登録を必要とする文化財の存在が指摘されています。これらの文化財をその緊急性に基づいて指定・登録文化財として位置づけていくための指定候補文化財のリスト化が必要です。

公開や管理を要する個々の文化財の状況については、近年の自然環境の変化への対処が必要です。現在、史跡の管理団体・地域住民と連携して草刈りや点検などの管理に取り組んでおり、今後も変化に対応しつつ継続していく必要があります。市指定天然記念物である古代蓮自生地において、古代蓮の成育が思わしくなく、自生地における処置の検討が続けられています。

近年の激甚災害事例や気象災害の頻発などを受けた防災対策、盗難や毀損などの犯罪に対する防犯対策については、従来の防災・防犯対策の見直しが求められています。具体的には、災害の種別ごと、又は複合的な災害に対しての被害の想定と対応するマニュアルの整備、市民全体へのマニュアルの普及周知、地域と連携した防災・防犯体制の強化などがあげられます。これに関連し、文化財の保存と活用に関する活動拠点となる郷土博物館及び埋蔵文化財収蔵施設（埋蔵文化財センター）の維持管理も重要となります。特に郷土博物館の建物は経年による大規模修繕を要する段階を迎えており、適切な修繕による長寿命化を図る必要があり、増加する収蔵資料の保管場所の確保も課題となっています。

また、史跡等の日常的管理の担い手である地域住民の高齢化などによる管理負担の増大などが課題となっています。現在進行しつつある、文化財所有者・無形文化財の担い手の高齢化や文化財が所在する地域集落の希薄化やコミュニティの弱体化は、文化財の保存における大きなリスクとなります。その一方で、近年、地域のNPO等の地縁・血縁的な繋がりに頼らない市民団体が、積極的に歴史的建造物の再活用を行うなど、新たな文化財の保存・活用の担い手も現れており、こうした市民団体の活動の継続性を担保することが今後の地域全体で考える文化財保護体制の重要な課題となっています。

現地に残されている文化財、その地域に由来を持つ文化財は、地域の社会意識の核ともなり得る存在です。少子高齢化が進む現在の社会情勢の中で、地域の文化財を行政の適切な支援のもと、地域の手で保存していく意識の醸成と体制づくりは、急務であると言えます。しかしながら、文化財の保存活動に興味を持つ一部の人々に依存している事例が少なくありません。

<課題>

- ☐ 指定文化財候補リストの作成と登録の推進が必要
- ☐ 近年の自然環境変化に対応した文化財への処置が必要
- ☐ 防災・防犯マニュアルの整備が必要
- ☐ 文化財収蔵施設の維持・確保が必要
- ☐ 文化財に関わる市民団体の活動支援体制づくりが必要
- ☐ 地域主体で文化財を守る意識の醸成が必要

(3) 方向性3 文化財を活用することにおける現状と課題

市域における個々の文化財の活用としては、個人所蔵のものも含めて現在、市内外施設で行われる展示事業への出品展示やマスメディア等への画像貸出などによる周知活動が活発に行われています。また、史跡や建造物等の日常的な公開や活用、イベント等による特別公開などでも、市内外から多くの参加者を集めています。こうした活動は、本市の歴史と文化が持つ価値を明らかにしていく上で有効な手段であり、継続していくことで文化財の価値を再認識し、新たな価値を生み出す効果を期待できます。展示・公開などにより文化財を活用していくためには資料の形質を担保し、毀損しない環境での保存が必須となります。経年などにより破損している文化財については修復・整備が必要です。特に劣化が進む美術工芸品などは計画的に修繕費を確保する必要がありますが、現状では研ぎが必要な刀剣や表装のやり直しが必要な掛軸など未修復・未整備により活用ができない資料もあります。また、史跡の価値を正しく発信するために植栽や史跡看板の継続的な管理が必要ですが、草木の繁茂・経年劣化が著しい事例も挙げられます。

学校教育による文化財の活用については、昭和50年代から埼玉古墳群と古墳公園内にあるさきたま史跡の博物館は社会科見学の要地となっています。また、忍城跡に建つ市郷土博物館では、現在、博学連携などを中心に活用を継続的に行っています。具体的には博学連携を重視した展示、小中学校による博物館の見学利用や、学校への資料貸出、学校向け講座での教材利用などです。他に、文化財保護課による日本遺産の巡回展示なども行われています。

市外の学校による団体見学の誘致なども含め、こうした文化財の教材利用を継続・拡充し、次世代への働きかけをしていくことにより、文化財の活用を広げていくことが必要です。

まちづくりや観光振興での活用については、市民団体等によるコミュニティ形成の場、文化活動の場としての活用や、行政主導による都市景観の形成、観光資源としての活用などがあげられます。

前者の事例としては、そば打ち愛好者を中心とするNPOによる国登録有形文化財の建物を活用したそば店「忠次郎蔵」の運営や、複数のNPOその他の団体が連携しての日本遺産構成文化財「牧禎舎」を舞台としたアート事業、ワークショップ、コミュニティ・イベントの開催などがあげられます。

後者の行政主導の事例としては、日本遺産に絡めた「花手水」イベントの開催や市中心部の八幡通りで実施されている景観形成モデル事業、旧忍町信用組合店舗の移築及び店舗活用等があげられます。その他にも、本市においては忍城跡や埼玉古墳群などの史跡、市中心部に残る近代の足袋産業関連文化財を活用したフィルム・コミッションや観光施策が活発に行われています。こうした文化財をコンテンツとした映画「のぼうの城」・テレビドラマ「陸王」は、市の知名度向上・イ

メージアップに寄与しました。また、平成29年(2017)には日本遺産として「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」のストーリーが認定されるなど一定の成果があげられています。

しかしながら、これらの事業における県と市の文化財保護部局の連携、文化財保護部局と、教育、まちづくり、観光などの関係部局や市民団体等との主体的な連携には不十分な点があり、日本遺産については「ストーリー」として体感できる取り組みの不足や、観光資源としての活用強化などが課題となっています。

また、日本遺産となっている文化財のみならず、本市には、古墳・忍城・古代蓮など文化財としてのポテンシャルを持つ要素が複数存在します。これらの文化財に現代的な視点を加味した新たな魅力の掘り起こしを行い、市の歴史を語る文化財群として市民生活に密接した活用を図ることが求められています。

<課題>

- ☐ 活用を前提とした文化財の修復・修繕・整備が不十分
- ☐ 博学連携の継続化が必要
- ☐ 文化財に関わる行政の各部局・民間団体・企業の連携が必要
- ☐ 文化財の新たな魅力の掘り起こしが必要

(4) 方向性4 地域の歴史文化を育むことにおける現状と課題

令和元(2019)年度に行われた市民意識調査では、「市政において、特に力を入れてほしいものはなにか」という質問事項(複数選択)に対して「歴史・文化遺産の保全」を選択した市民は7.2%と市民全体の1割を超えていませんが、「行田市が、将来どんなまちになったらよいか」という質問事項(複数選択)への回答として「歴史・文化や自然を生かしたまち」を選択した市民は29.7%、「魅力ある景観づくりに重要なこと」(複数回答)として「城下町としての街並みの保全」を選択した市民が45.6%、「歴史的建造物を活用した風格のあるまちづくり」を選択した市民が39.7%でした。このことから、まちの象徴的なコンテンツとしての歴史文化の需要は潜在的に高いと言えます。今後の方向性として、歴史文化の保存・活用に積極的に関わる意識の育成を教育活動や市民活動などを通じて行い、歴史文化を市民自らの手でまちの誇りとし、市民主導で保存・活用に取り組んでいく「シビックプライド」を醸成することが課題となります。

また、文化財を核として本市の歴史文化を理解し、地域の文化の創出として発信する場の活用が必要です。こうした活動は、市民や本市に関わる人々が豊かな暮らしを創出することにつながります。歴史文化に関わる活動を行っている団体は、郷土博物館の活動に賛助し、講座等で歴史文化に関わる学習を進める行田市郷土博物館友の会、生涯学習の場として本市の歴史や自然の学習をカリキュラムに基づいて学ぶ行田市民大学、旧忍藩及び行田市に縁故を持つ人々による文化・教育支援団体である忍郷友会、その他地域の文化活動その他ボランティア活動を通して活動する団体などです。現在、これらの活動の横の連携をはかれる場や、広く発信できる場は十分ではありません。今後、こうした各活動団体の連携をはかり、豊かなくらしと地域の文化の創出されるまちづくりにつなげていくことが課題となります。

<課題>

- ☐ シビックプライドの醸成が必要
- ☐ 市民による文化財の保存・活用の活動を豊かなくらしと地域の文化が創出されるまちづくりへつなげていくことが必要

4 取組のための方針

現状と課題を踏まえ、本市が理想とする将来像の実現へと向かうため、4 つの方向性に基づく12の方針を定め、これらの方針に基づく取組を実施していきます。

方向性1 文化財を把握する

■ 方針1「文化財の所在を把握する」

過去の調査による成果をデータ化・リスト化することで、現在、本市にどのような文化財が所在しているのか網羅的に把握します。

また、本市で地域固有の歴史を語る上で欠かせない有形・無形のモノ・コトや、市民が守り伝えていきたいと思う有形・無形のモノ・コトを文化財の視点で捉え直し、その存在を把握します。

■ 方針2「文化財について調査する」

既知・新規それぞれの文化財の現状、周辺環境、歴史的・文化的な価値等について調査し、文化財の現状とその価値を把握します。

■ 方針3「文化財相互の関係を把握する」

個々の文化財が持つ価値の整理を行い、文化財相互の関連性を調査し、文化財（群）と地域の歴史文化との関わりを把握します。

文化財を単体ではなく、様々な歴史に関わる構成要素として把握することで文化財の価値を再認識し、新たな価値を生み出し、指定・未指定に関わらず保存と活用へとつなげていきます。

方向性2 文化財を守り伝える

■ 方針4「文化財の価値を確立する」

特に重要な文化財について、文化財の指定・登録を推進します。それとともに、個々の文化財が遺された歴史文化的な背景についても調査・研究し、各文化財及び関連文化財群を、本市及び市域各地域の歴史文化の中に、正しく位置づけて理解を深めます。

■ 方針5「文化財を保存する」

指定・登録文化財を中心に、市民とともに市域の文化財の適切な保存を行い、保護を図ります。文化財の遺残状況・管理状況を把握し、災害・犯罪等のリスクを踏まえながら保存に向けた対策を総合的に講じます。

近年の自然環境の変化に対しては、指定史跡の管理団体・地域住民と連携し、管理を維持する対策を行うとともに、市指定記念物である古代蓮自生地への対策を検討し、適切な処置を行います。

文化財に対する防災・防犯対策については、国が示す「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に即して、取組を実

施していきます。第一には、文化財に対する災害・盗難等のリスクを把握・検討し、マニュアルを作成していきます。また文化財発信拠点となる郷土博物館や埋蔵文化財センターでは防火・防犯設備の整備・点検、避難訓練を適切に実施していきます。加えて、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターや埼玉県と連携体制の構築を図っていきます。

文化財の保存と活用に関する活動拠点となる郷土博物館及び埋蔵文化財収蔵施設（埋蔵文化財センター）の維持管理については、行田市公共施設マネジメント計画に基づく長寿命化を図り、機能を維持します。

■ 方針6「文化財を継承する」

文化財を後世に引き継げるよう、様々な主体により展開されている文化財の保存・活用に対する補助金交付・支援制度の利用を促し、文化財の保存修理の実施や後継者育成等、文化財に関わる市民団体の継続的な活動を支援する体制を地域全体でつくっていきます。

■ 方針 7「文化財の価値を発信する」

市域の文化財を、保存に支障がない範囲で積極的に公開するとともに、その歴史的・文化的な価値を、様々な情報ツールを活用して広く正しく発信し、市民や来訪者により深く周知することで地域の財産としての意識を醸成します。また、文化財の価値について学習できる機会を設け、そこでの学習を通して自ら文化財について学び、発信していく人材を育み、文化財の保存継承へつなげていきます。

方向性 3 文化財を活用する

■ 方針 8「文化財の魅力・価値を向上させる」

文化財を修復・修繕・整備して本来の価値を甦らせ、活用を促進します。

■ 方針 9「多様な関わりによる文化財の活用をはかる」

市域の文化財を保存に支障がない範囲で、資料調査や展示出品などの学術的利用・学校教育・まちづくり・観光等様々な視点から積極的に活用するとともに、活用しようとする市民・団体を行政が支援します。特に教育分野においては、シビックプライドを育む素地としての郷土学習を推進します。

■ 方針 10「文化財の新たな魅力を掘り起こして活用をはかる」

埼玉古墳群や足袋蔵などの観光資源としての側面を活かした取組や、新たな魅力の掘り起こしによる活用を推進し、行田市の歴史と文化を継承する様々な活動を地域全体で展開します。

方向性 4 地域の歴史文化を育む

■ 方針 11 「文化財の保存・活用を通じたシビックプライドを育む」

多くの市民が、自らの手で文化財の保存・活用を積極的に行うことを通じて、地域の文化を理解するよう努め、まちづくりに積極的に関わっていくシビックプライドの醸成を図ります。

■ 方針 12 「豊かな暮らしと地域の文化を創出する」

市民一人一人が地域の歴史文化を理解し、文化財の保存・活用に携わることで豊かな暮らしを形成し、さらに地域の文化を創出して発信していく文化的風土の醸成を図ります。

方針1～10 は階層的に構成され、積み重ねながら前進することにより最終的に「地域の歴史文化を育む」方針 11、12 へとつながっていきます。そして、「地域の歴史文化を育む」ことにより、より深く、身近な存在としての「文化財の把握」へと循環していくことを目指します。

すべての方針は、行政と市民・地域に関わる人々の協働によって形作られるものです。本市らしい歴史文化の理解と活用により、シビックプライドに裏打ちされた豊かな暮らしを創出し、市民により生み出される地域の文化も含めて次世代へと継承していく循環する文化財の保存・活用を目指します。

【将来像へ向けてのイメージ】

